

自動車登録における必要書類等(登録代行センターをご利用下さい)

「判決」による登録について(新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

【必要書類】

判決正本(確定証明書付き、場合によっては執行文)

原本提示の上、写しを添付

新所有者の印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- 1) 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- 2) 申請人(新所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- 3) 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

新所有者の委任状(実印を押印)

使用者の委任状(押印)

自動車保管場所証明書(証明の日から概ね1ヶ月以内のもの)

使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要

新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない

使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

使用者の住所を証するに足りる書面(発行されてから3ヶ月以内のもの)

有効期間のある(抹消登録と同時申請の場合を除く)自動車検査証

事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

その他

- 1) 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- 2) 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- 3) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書